

第2回障害者施策推進協議会意見等への回答

意見付番	施策一覧番号	意見	担当課	プランへの反映	プラン反映 △又は×の場合理由	新規／ 修正	施策 番号 ※	主な取組(プランへ掲載)	備考
1	3、14、297	障害のある人、ない人がともに芸術作品を鑑賞して、意見を交換する場を設けてほしい。芸術作品の鑑賞は、その人の人生が深く関わり障害の有無を超えて人として同じであることを理解しあえる場になると思う。鑑賞の方法などに配慮した上で、交流の場が持てる と良い。	障害福祉課	○		新規	270	県立美術館において、障害のある人を対象とした教育普及事業などを実施します。また、県内外の芸術上価値の高い作品を集めた展示会を開催する際には、障害のある人とな い人がともに作品を鑑賞し、意見交換ができる機会を創出 します。	
2	250	点字等による試験はICTを利用したものも含まれているのでしょうか。個別の対応をしていただくのはありがたいのですが、「等」という ところで、ICTを利用したものも含まれているという理解でよろしいでしょうか。	人事委員会事務局		(回答を記入してください) 個別対応になるため、具体的に申し上げることはできませんが、身体障害等により、受験上の配慮を希望される方には、試験申込の際に、「受験上の配慮」欄に入力をしていただき、具体的な対応方法については、申込者と相談させていただきながら、対応可能な範囲内で対応していくこととしています。(再掲) ICTの利用について相談があった場合にも、対応方法について検討いたします。				
3	16	令和4年度から高等学校の保健体育の教科書が改訂され、「精神疾患」の記述が40年ぶりに復活しました。精神保健福祉の実現においては、精神疾患についての正しい知識の啓発は重要な事の一つだと思います。精神疾患は10代～20代に発症しやすい疾患とも言われていて、早期対応は重要です。16の一覧では精神に特化した記述は難しいかと思っておりますので、素案においては上記を踏まえ、精神疾患に対する教育の実施に関する記述についてご検討をお願い致します。	保健体育課 (16:障害福祉課・義務教育課)	○		修正	18	子どもの頃から障害や障害のある人に関する理解を深めることが共生社会の実現に有効であるため、 精神疾患の予防・回復等への正しい理解とともに 障害の特性や障害のある人への配慮の方法などを学ぶ福祉教育の実施を県内の小中高等学校に進めます。	
	236	教育環境の整備については、特別支援学校関連の記述が多いのですが、全ての学校教員への障害に対する理解は不可欠だと思いますので、その実施(充実?)についての記述についてご検討をお願い致します。	義務教育課 特別支援教育・児童生徒支援課	○		新規	208	特別支援教育の充実を図るため、全ての教員の専門性の向上を目指し教員のキャリアに応じた研修を実施します。	
	施策の柱(2)①a(ii) 広域・専門的な相談支援体制の充実	「身体障害者巡回相談」「知的障害者巡回相談」との名称で、専門家が市町村を巡回する相談事業がなされています。精神障害者についても、医師、精神保健福祉士等の専門家の巡回相談の実施 もしくは包括型地域生活支援(ACT)、訪問支援(アウトリーチ)が実施できる体制が望まれます。記述が可能であれば、ご検討をお願い致します。	健康増進課	○		新規	82	身近な地域の相談支援の充実を図るため、各保健所において精神保健に関する面接・電話相談を行うとともに、訪問相談等を行います。	
4	235	インクルーシブ教育の推進について235で新しくインクルーシブ教育の目標が掲げられました。とても評価をします。現状では児童数が減少しているのにも関わらず、特別支援学校に通う子どもは増え続けており、その背景には家庭環境の変化が大きいと感じています。実際、児童発達の研究をされている方も、同じような分析となっています。私も正確な数を調査している訳ではないのですが、各種の学校の現場や相談の現場で感じることは、最初から特別支援ありきになっていないかという雰囲気です。特別支援に通うことが悪いと言うのではなく、「普通」の子どもたちのために、課題のある子どもを離す、という意識が、強くなりつつあるのではないかという恐れです。235はとても評価しますが、他の児童に関わる項目にも、障がいのある子どもも権利として地域の学校に通い、地域で育つと言う文言を散りばめていただくことで、教育現場での更なる意識向上を目指せないかという意見です。また、現場の先生が困らない施策も必要と思います。が、まずはインクルージョンという言葉で、ひとくくりなのは、意識付けが弱いと思いました。	特別支援教育・児童生徒支援課				206		文言としてはこのままで良いということなので変えませんが、評価の部分についてのご指摘なので、以前提供した目標指標「特別支援学級の増加率の減少」で評価をしっかりと行っていきます。
5	38	県外から聞こえない方が観光に来てホテルに泊まる場合もあります。聞こえない方にとってテレビは情報を得るための1つの手段ですが、設置されているテレビが字幕放送に非対応な宿泊施設がいくつかある、というお話を伺っています。実は、今年の6月に県外から聞こえない方が甲府にお見えになり、甲府のホテルに泊まった際に、その部屋のテレビに字幕がないというお話がありました。その後、そういった御意見を踏まえ、9月にやっとそのホテルのテレビが字幕放送になったというお話を伺っています。その他の宿泊施設に関しては分かりかねる部分がありますが、字幕をつけるということについて、県内ホテル等の宿泊施設に働きかけていただきたいと思っています。	観光文化・スポーツ総務課		(回答を記入してください) テレビの字幕放送は障害者にとっては大変重要な情報収集のツールの1つであることから、また、障害者差別解消法の一部改正に伴い令和6年4月から民間事業者の障害者への合理的配慮が法的義務に変わることを踏まえ、山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合へ要望の趣旨を伝えて参ります。				
		宿泊施設に聞こえない方がお見えになった時の対応の仕方ですが、「ようこそいらっしゃいました」とか、「ありがとうございます」といったような挨拶くらいの手話をできれば普及していただきたいと考えています。例えば観光施設、美術館や博物館、色々なところがありますが、その施設の中で、観光案内のための電子パネル等があるかと思いますが、その画面に手話通訳の映像が表示されたり、字幕表示や文字放送などの情報が付くとさらにいいのではないかと考えています。その他にも、富士吉田市にある「ふじさんミュージアム」では、聞こえない人が手話によるガイドをするという制度もあります。その他の施設については、聞こえない人がガイドをするというものを聞いたことがないので、県外の方がお見えになった時に、ガイドは聞こえない人がやるといった、そういう人材育成もしていただければと思っています。	観光資源課	△			40	観光資源課は観光施設整備に対する補助制度を持っているだけで、その施設の整備判断は各施設管理者です。実施主体はあくまで施設管理者(県、市町村など)です。観光資源課で事業そのものを決定(判断)するわけではありません。	
	災害発生時の手話通訳者の派遣制度について、御理解をいただきましてありがとうございます。何か大きな災害があった時に、手話通訳者も被災者の立場になることから、中々その派遣がスムーズにいかない場合もあります。そうなった場合、県外の手話通訳の方からの援助をいただくということも、制度として必要だと思っています。手話通訳者だけではなく、色々なことに対応できるように、手話通訳者や要約筆記者、または盲ろう通訳介助者といったような人材、あとは聞こえない方の心のケアができるような、そういった人材の育成などもお願いしたいと思っています。	障害福祉課	△			65		災害時における県外からの手話通訳者の派遣については、県聴覚障害者情報センターとも連携し、制度について検討を進めていきます。また現在県では要約筆記者の養成事業を行っているが、盲ろう通訳介助者についても令和6年度より聴覚障害者情報センターと連携しながら養成事業を進めていきます。	
66	緊急通報に関する内容ですが、こちらに記載のあるFAX110番や、110番アプリシステムとは別に、電話リレーサービスというものが あります。これは2年前に国の制度としてスタートしたもので、この施策の一文にこの電話リレーサービスを盛り込んでいただきたい と考えています。	警察本部通信指令課、 障害福祉課	○		修正	69	FAXで緊急通報を受理する「FAX110番」、文字や画像で緊急通報可能な「110番アプリシステム」及び手話等の通訳者を介した「電話リレーサービス」による緊急通報への適切な対応を図ります。	※配布してある施策をさらに修正してあります。	
173	新生児への聴覚検査についてですが、生まれたばかりの赤ちゃんの耳が聞こえるかどうかの検査をするという、とても大切なことだ と思います。その検査の中で、耳が聞こえないと分かった場合は、親御さんの気持ちというのはとても不安定になると思います。その 時に、補聴器や人工内耳といった音声に頼るようなものだけではなく、手話という言葉があり、手話を身につけることで、それもコミュ ニケーションの手段の一つになるということを知っていただきたいと思っています。	子育て政策課 特別支援教育・児童生徒支援課					141	聴覚検査で異常が認められた場合等、県立ろう学校内に設置の「きこえことばの相談支援センター」の「乳幼児教育相談」(0～2才)において、きこえと言葉に関する相談と支援を行っています。また、ろう学校に幼稚部(3～5才)を設置しており、早期療育が可能です。	
287	今、障害者でもスポーツを楽しまれる方が増えています。パラスポーツの選手は、だんだん増えてきており、その中の耳が聞こえない スポーツ選手の方をデファスリートと言います。聴覚障害者の世界的なスポーツ大会の中でデフリンピックというものがありますが、 それに参加するための強化練習等の支援制度も是非併せてお願いしたいと思っています。また、私の方で福祉講話のため小中学校 に訪問させていただくこともありますが、子ども達はパラリンピックがあるというのは知っていても、聞こえない選手もそこに含まれて いると思っている子が多いです。つまり、聞こえない人のためのデフリンピックという大会があるというのを知らない子供が多いので、 そういったことについての啓発活動にも御協力をいただきたいと思っています。	スポーツ振興課					260	プランで示したとおり、デフも含めてあらゆる種類の障害に対して、障害者スポーツの推進を進めていきます。	

※施策番号については 第3回開催にあたり配布しました第4章の施策番号となります。